第九十四条　削除

第九十五条第一項中「第九十二条まで（税率及び配当控除）」を「第九十三条まで（税率等）」に改め、同条第四項第十六号中「第百六十二条第一項（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）」を「第二条第一項第八号の四ただし書」に、「租税条約（」を「条約（」に改め、同条第七項中「が、」の下に「租税条約（当該居住者の同号に掲げる所得に対して租税を課することができる旨の定めのあるものに限るものとし、」を加え、「を定める租税条約以外の租税条約」を「の定めのあるものを除く。）」に改める。

第百二十一条第三項中「全部」の下に「（第二百三条の六（源泉徴収等を要しない公的年金等）の規定の適用を受けるものを除く。）」を加える。

第百六十二条第一項中「日本国が締結した所得に対する租税に関する二重課税防止のための条約（」を「租税条約（第二条第一項第八号の四ただし書（定義）に規定する条約をいう。）に、「租税条約」という」を「同じ」に改め、同条第二項中「おいて」の下に「、租税条約（当該非居住者の同号に掲げる所得に対して租税を課することができる旨の定めのあるものに限るものとし」を加え、「を定める租税条約以外の租税条約」を「の定めのあるものを除く。）」に、「ときには」を「ときは」に改める。

第百六十五条第一項中「、第九十五条」を「、第九十三条（分配時調整外国税相当額控除）、第九十五条」に改める。

第百六十五条の五の二の次に次の一条を加える。

（非居住者に係る分配時調整外国税相当額の控除）

第百六十五条の五の三　恒久的施設を有する非居住者が各年において第百七十六条第三項（信託財産に係る利子等の課税の特例）に規定する集団投資信託の収益の分配の支払を受ける場合（恒久的施設帰属所得に該当するものの支払を受ける場合に限る。）には、当該収益の分配に係る分配時調整外国税（同項に規定する外国の法令により課される所得税に相当する税で政令で定めるものをいう。）の額で同項又は第百八十条の二第三項（信託財産に係る利子等の課税の特例）の規定により当該収益の分配に係る所得税の額から控除された金額のうち当該非居住者が支払を受ける収益の分配に対応する部分の金額として政令で定める金額に相当する金額（次項において「分配時調整外国税相当額」という。）は、控除限度額（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額につき第百六十五条第一項（総合課税に係る所得税の課税標準、税額等の計算）の規定により第八十九条から第九十二条まで（税率及び配当控除）の規定に準じて計算したその年分の所得税の額に相当する金額として政令で定める金額をいう。）を限度として、その年分の所得税の額から控除する。

2　第九十三条第二項（分配時調整外国税相当額控除）の規定は、分配時調整外国税相当額につき前項の規定による控除をする場合について準用する。

3　第一項の規定により控除する金額は、第百六十五条第一項の規定により準じて計算する課税総所得金額に係る所得税の額、課税山林所得金額に係る所得税の額又は課税退職所得金額に係る所得税の額から順次控除する。この場合において、当該控除する金額がその年分の所得税の額を超えるときは、当該控除する金額は、当該所得税の額に相当する金額とする。

4　前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第百六十五条の六第一項中「第八十九条」を「準じて計算する第八十九条」に、「に準じて」を「及び前条の規定により」に改め、同条第五項中「第百六十二条第一項（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）」を「第二条第一項第八号の四ただし書」に、「租税条約を」を「条約を」に改める。

第百六十六条中「（第九十五条」を「（第九十三条（分配時調整外国税相当額控除）及び第九十五条」に、「計算）及び」を「計算）並びに第百六十五条の五の三（非居住者に係る分配時調整外国税相当額の控除）及び」に改める。

第百六十九条第三号中「六万円」を「五万円」に改める。

第百七十六条に次の一項を加える。

5　前項に定めるもののほか、第三項の内国法人が集団投資信託の収益の分配の支払を受ける者に行う通知に関する事項、その者が第百二十条第一項（確定所得申告）の規定による申告書に記載する同項第三号に掲げる所得税の額から控除する同項第五号に規定する源泉徴収税額に関する事項その他第三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第百八十条の二第三項中「所得税（」を「所得税（同項に規定する」に改め、「同項に規定する」を削り、同条に次の一項を加える。

5　前項に定めるもののほか、第三項の外国法人が集団投資信託の収益の分配の支払を受ける者に行う通知に関する事項、その者が第百二十条第一項（確定所得申告）の規定による申告書に記載する同項第三号に掲げる所得税の額から控除する同項第五号に規定する源泉徴収税額に関する事項その他第三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第百九十条第二号ホ中「基礎控除」を「給与所得者の基礎控除申告書に記載されたその居住者の合計所得金額の見積額に応じ、第八十六条（基礎控除）の規定に準じて計算した基礎控除」に改める。

第百九十五条の二第一項第二号中「次号」の下に「及び次条第一項第二号」を加える。

第百九十五条の二の次に次の一条を加える。

（給与所得者の基礎控除申告書）

第百九十五条の三　国内において給与等の支払を受ける居住者は、第百九十条（年末調整）に規定する過不足の額の計算上、同条第二号ホに掲げる基礎控除の額に相当する金額の控除を受けようとする場合には、その給与等の支払者（二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には、主たる給与等の支払者）からその年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与等の支払者を経由して、その給与等に係る所得税の第十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定による納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一　当該給与等の支払者の氏名又は名称

二　その居住者のその年の合計所得金額の見積額

三　その他財務省令で定める事項

2　前項の規定による申告書は、給与所得者の基礎控除申告書という。

第百九十六条第一項中「支払者）」を「支払者。第百九十八条第七項（給与所得者の源泉徴収に関する申告書の提出時期等の特例）において同じ。）」に改める。

第百九十八条第二項中「いう。」の下に「第七項、」を加え、同条に次の一項を加える。

7　第百九十六条第一項に規定する給与等の支払を受ける居住者は、第二項の規定により給与所得者の保険料控除申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合には、同条第二項に規定する新生命保険料の金額、旧生命保険料の金額、介護医療保険料の金額、新個人年金保険料の金額、旧個人年金保険料の金額又は地震保険料の金額の支払をした旨を証する書類の同項の規定による提出又は提示に代えて、政令で定めるところにより、その給与等の支払者に対し、当該書類に記載されるべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該給与等の支払を受ける居住者は、当該書類を提出し、又は提示したものとみなす。

第二百三条の六中「（政令で定めるものを除く。）」を削る。

第二百十三条第一項第一号イ中「六万円」を「五万円」に改める。

第二百二十八条の四第一項中「が千」を「が百」に改める。

別表第一地方住宅供給公社の項の次に次のように加える。

地方税共同機構	地方税法